

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

平成24年12月13日
経済産業省商務流通グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」)第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『平成24年度第2回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】※消安法

(内閣総理大臣への報告等)

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A200900430 平成21年8月23日(大阪府) 平成21年8月28日	生ごみ処理機	SNS-MDF25 (G)	三洋電機株式会社	(火災) 軒下に設置していた当該製品付近から出火し、当該製品の周辺が焼損した。	○当該製品の焼損が著しく、制御基板や基板上の部品の多くが焼失し、回収できなかった。 ○内部配線に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、回収できていない部品もあるため、製品起因か否かも含め事故原因の特定に至らなかった。	
2	A200900483 平成21年8月27日(埼玉県) 平成21年9月14日	エアコン	CS-250G	松下電器産業(株) (現 パナソニック株式会社)	(火災) 壁コンセントから発火する火災が発生し、当該製品の一部及び周辺を焼損した。	○当該製品の電源プラグ刃の片側が根元で溶断してコンセント内に残っていた。また、もう一方のプラグ刃の根元にも溶融痕が認められた。 ○当該製品の電源プラグの内部は、グラファイト化した状態になっていた。 ○壁コンセントの刃受けの両側にスパーク痕及び溶融痕が認められた。また、一方の刃受けはプラグ刃が抜ける状態に緩んでいた。 ●当該製品の電源プラグの焼損が著しく、またコンセント側刃受け部にも緩みが認められることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:約20年
3	A201100292 平成23年6月12日(東京都) 平成23年7月25日	自転車	クイック4	キャンパードール・ ジャパン株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	○ディレラーハンガーがホイール側に変形して破損していた。 ○ディレラーやシートステーなどに傷があり、ディレラーが可動限界まで動いた位置とシートステーの傷の位置が一致していた。 ○ディレラーのプーリーとチェーンに変形が認められた。 ○スポークなどの他の部品には、変形などの異常は認められなかった。 ●当該製品のディレラーハンガーがホイール側に変形したために、ディレラーのプーリーからチェーンが外れてディレラーが可動域以上に引き上げられてシートステーに接触し、チェーンがロックして事故に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
4	A201100306 平成23年6月25日(大阪府) 平成23年7月28日	自転車	オフィスプレス	株式会社あさひ	(重傷1名) 当該製品に乗車し、加速するため立ちこぎでペダルをこいだところ、バランスを崩し、転倒、負傷した。	○当該製品のペダル、ハンドルバー、ブレーキレバー、ハンドルグリップ等が交換され、リアキャリアが後付け、前かごは塗装が施されていた。 ○ハンドルグリップのエンド部分と前かご、後付けリアキャリアの右後方サイドに擦過痕(右手側)が認められた。 ○クランクの表面には微細な亀裂が確認された。 ○折損したクランクの破壊起点周辺は、表面組織が破壊していたが、破断面周辺には破損起点、応力集中原因となるような欠陥や外的な傷等は確認されなかった。 ○破面には、疲労破壊の様相が確認された。 ○X線CTにて、クランク内部に鬆(す)の異常は認められなかった。 ●当該製品のクランク表面に微小亀裂が確認されたことから、亀裂を起点に疲労破壊が進行して延性破壊によりクランクが折損したものと推定されるが、事故当時の詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A201100489 平成23年10月3日(広島県) 平成23年10月13日	電気冷蔵庫	NR-B26T1	松下冷機株式会社 (現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の冷蔵庫上部左奥にある内部配線コネクター部付近が焼損していた。 ○焼損したコネクター部では、異極端子間においてアーク放電が発生した痕跡が認められ、また、当該部分より電源側の芯線が溶融・短絡していた。 ○冷蔵庫庫内の奥側に、液体の垂れた痕跡が認められた。 ○その他の電装部品に異常は認められなかった。 ●当該製品の冷蔵庫上部にある内部配線コネクター部において、異極間でトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと推定され、当該部分に何らの液体が浸入した可能性が考えられるが、トラッキング発生の原因が不明なことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
6	A201100505 平成23年10月5日(大阪府) 平成23年10月19日	脚立(はしご兼用)(アルミニウム合金製)	XX-210	コーナン商事株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用して作業中、降り際に転落し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が、1人で平坦な場所に当該製品を脚立状態にして作業後、当該製品から降り際に転落し、負傷した。 ○当該製品の支柱1本が、最下段の踏ざん取付部で内側方向に折損していた。 ○折れた支柱の側面と踏ざんとを連結する補強金具が内側に向かって変形していた。 ○他の3本の支柱には、亀裂などの異常は認められなかった。 ○当該製品の寸法、硬さや強度については、確認できなかった。 ●当該製品の支柱が、通常使用で荷重が加わらない方向に折損していたが、強度が確認できないことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。 なお、同等品では、SGの強度基準を満足していた。 	
7	A201100507 平成23年10月7日(京都府) 平成23年10月19日	自転車	GIOS BALENO	株式会社ジョブインターナショナル	(重傷1名) 当該製品で走行中、突然、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が、当該製品で平坦路を走行中、突然転倒して骨折した。 ○シートやリムには、転倒時のものとみられる擦過痕が認められた。 ○左右のカーボン製前ホークは、ホーク肩との接着剤接合部から抜け剥がれた状態であった。 ○前輪スポークは、1本のみその後方への変形が認められた。 ●当該製品の前ホークが外れていたが、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。 なお、当該製品の前ホーク強度は、EN基準を満たしていた。 	
8	A201100587 平成23年9月21日(兵庫県) 平成23年11月17日	化粧筆	ボタンバケ	株式会社竹室堂	(重傷1名) 当該製品を使用後、顔に発疹が生じた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を2日間使用したところ、顔に発疹が出た。化粧品は変えていなかった。 ○同等品の毛の材質は獣毛であった。 ○同等品から、皮膚炎を発症する可能性のある物質(樟脳、可塑剤)が検出された。 ○使用者によるパッチテストは実施できなかった。 ○当該製品と同等品を使用して、試験実施機関の職員5名が、刺激の有無の確認等を行った結果、皮膚が赤くなる等の症状は認められなかった。 ●当該製品を入手することができず、また、パッチテストも実施できなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A201100588 平成23年9月21日(兵庫県) 平成23年11月17日	化粧筆	ボタンバケ	株式会社竹堂室	(重傷1名) 当該製品を使用後、顔に発疹が生じた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を2日間使用したところ、顔に発疹が出た。化粧品は変えていなかった。 ○同等品の毛の材質は獣毛であった。 ○同等品から、皮膚炎を発症する可能性のある物質(樟脳、可塑剤)が検出された。 ○使用者によるパッチテストは実施できなかった。 ○当該製品と同等品を使用して、試験実施機関の職員5名が、刺激の有無の確認等を行った結果、皮膚が赤くなる等の症状は認められなかった。 ●当該製品を入手することができず、また、パッチテストも実施できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
10	A201100654 平成23年11月24日(栃木県) 平成23年12月1日	エアコン(室外機)	R25ESS	ダイキン工業株式会社	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、焼損が著しかった。 ○当該製品の制御基板は原形を留めておらず、基板上の一部の部品は未回収のため確認できなかった。 ○回収された電気部品、ファン電動機、アルミ電解コンデンサーなどに火災の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、回収されていない部品もあることから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。 	*使用期間:約7年 7ヶ月
11	A201100668 平成23年11月10日(東京都) 平成23年12月5日	美容器具(ローラー式)	アセチノセルピー IB-5	ヤーマン株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用し、右頬を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品を顔に押し当てて使用したところ、右頬に痛みを感じ、負傷した。 ○当該製品には本体先端に取付けるアタッチメントが顔用と体用の2種類あり、事故時にどちらが使用されていたかは確認できなかった。 ○当該製品を顔に押し当てていた時間や使用状態は確認できなかった。 ○同等品に顔用アタッチメントを取付けて顔に強く押しつけて、推奨使用時間とされている5分間使用したところ、使用後に皮膚が赤くなる程度の刺激が認められた。 ●当該製品の確認ができず、事故時の詳細な状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 なお、取扱説明書には、「皮膚(脂肪)が著しく柔らかいと肌をいためることがある。顔には体用のアタッチメントを使用しない、及び使用時間は1部位5分を目安とする」旨、記載されている。 	
12	A201100703 平成23年10月22日(神奈川県) 平成23年12月15日	靴(パンプス)	1455-8451-513	株式会社ニッセン	(重傷1名) 当該製品を履いて歩行中、転倒し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品右足は、つま先から約60mmの位置まで、靴底と中底の接着部がはく離していた。 ○当該製品右足のはく離していない部分の靴底のはく離強さは、左足よりも低く、社内基準を満たしていなかった。 ○当該製品左足及び同等品の靴底のはく離強さは社内基準を全て満たしていた。 ○使用者は、事故前に当該製品の右足つま先の剥がれを確認したが、そのまま使用していた。また、事故発生後も当該製品を継続使用していた。 ●当該製品右足靴底の接着強度が低かったため、つま先部分の靴底が剥がれて事故に至った可能性が考えられるが、事故後の継続使用における靴底の詳細な状況及びその影響が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
13	A201100712 平成23年10月14日(奈良県) 平成23年12月16日	圧力鍋	H-5113	パール金属株式会社	(重傷1名) 当該製品で調理中、調理物や内容物が吹出し、1名が火傷を負った。	<p>○当該製品でパスタを調理中、圧力調整おもりが飛び、直後に蓋が飛んで中身が飛散すると同時に鍋本体も飛んで使用者が火傷を負った。</p> <p>○本体取っ手及び補助取っ手がガタついた状態であり、経年使用とみられる取っ手の熱変形や亀裂、汚れ等の傷み等が認められた。</p> <p>○水による動作試験により、圧力調整おもりや安全バルブが正常に作動することが確認された。</p> <p>○使用者の申し出に基づく再現実験を実施したが、事故の状況は再現しなかった。</p> <p>●当該製品の動作には異常なく、使用者の申し出に基づくテストでも同様の現象は再現しなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p> <p>なお、取扱説明書には、「使用する前には必ず各部に異常が無いことを確認してください。また、各部に亀裂、破損、へこみ、曲がり、ゆるみなどの異常が生じた場合には使用しないでください。」旨、記載されている。</p>	
14	A201100736 平成23年12月10日(岡山県) 平成23年12月21日	ヘアドライヤー	KHD-1385	株式会社淀川電器 製作所(小泉成器 株式会社ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品はコンセントに接続されており、スイッチが入った状態であった。</p> <p>○当該製品は焼損が著しく、ファンモーター及び温度ヒューズが回収されておらず、確認できなかった。</p> <p>○内部配線は、数ヶ所で断線しており、断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○ヒーター組立部に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p> <p>なお、取扱説明書には、「火災や事故の原因になるため、使用後は必ずスイッチを切り、電源プラグをコンセントから抜く。通電したまま放置しない。」旨、記載されている。</p>	
15	A201100760 平成23年12月9日(愛知県) 平成23年12月28日	空気圧縮機	ACP-140	株式会社高儀	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、焼損が著しく、シリンダー、クランクケースが溶融し、モーターが焼損していたが、内部配線やモーター巻線には、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、モーター安全装置が取り外され、配線が直結される改造が行われていたが、配線直結部分には、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○モーター上部に取り付けられていた始動コンデンサー、運転コンデンサー及び制御基板は、未回収のため、確認できなかった。</p> <p>○電源コード及び電源プラグには、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品には出火の痕跡が認められなかったが、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
16	A201100776 平成23年12月13日(山口県) 平成23年12月28日	電気毛布	CB-612N(株式会社東芝ブランド)	日本電熱株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は焼損が著しく、本体はほとんど焼失していた。</p> <p>○コントローラー部は、外郭樹脂ケースの表面は焼損していたが、コントローラー内部からの出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の電源コード本体側プロテクター部の端部において、コード芯線が2箇所断線し、片方に溶融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定はできなかった。また、もう一方には、素線のよれ、素線表面の荒れ、線径の減少が認められた。</p> <p>○コントローラー内部の温度ヒューズは溶断していた。</p> <p>○当該製品は、製造後、約28年経過していた。</p> <p>●当該製品の電源コード本体側プロテクター部の端部に、屈曲などの過度な外力が繰り返し加わったため、コード芯線が断線し、スパークが生じ、出火に至ったものと推定されるが、本体の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
17	A201100808 平成23年12月24日(奈良県) 平成24年1月12日	除湿機	F-YHB100	松下エコシステムズ株式会社(現:パナソニックエコシステムズ株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、1年前からほぼ毎日、上方の物干し竿に干した洗濯物を乾かすために連続運転しており、出火当時も使用中であった。</p> <p>○当該製品は、外郭の樹脂部品が原形を留めないほど、全体的に著しい焼損が認められた。</p> <p>○電源基板など一部の部品が焼失していたが、確認できた部品には、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードやリード線は、一部が断線して溶融痕が認められた。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A201100830(空気清浄機)と同一事故
18	A201100826 平成23年12月31日(愛知県) 平成24年1月16日	電子レンジ	NE-A320	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品は、電源プラグを接続していたが、前日に使用した後、使用していなかった。</p> <p>○当該製品は、前開き式の前面ドア下部が焼損していた。</p> <p>○前面ドア下部内側の焼損部には、炭化した異物が付着していた。</p> <p>○庫内に焼損はなく、電装品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品で水を加熱したところ、正常に動作したが、ドア下部の炭化物が発煙した。</p> <p>○当該製品はノイズ試験で誤動作は生じなかった。</p> <p>●当該製品に異常が認められないことから、本体と前面ドアの隙間に食品カス等の異物が付着していたため、加熱時に異物にマイクロ波が集中し、異物が発火して焼損に至ったものと推定されるが、電源が入った原因が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
19	A201100830 平成23年12月24日(奈良県) 平成24年1月16日	空気清浄機	MCZ65LE7-W	ダイキン工業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、出火当時に使用していなかったが、電源プラグを壁コンセントに繋いでいた。</p> <p>○当該製品は、外郭の樹脂部品が原形を留めないほど、全体的に著しい焼損が認められた。</p> <p>○電源基板など一部の部品が焼失していたが、確認できた部品には、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードやリード線は、一部が断線して溶融痕が認められた。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A201100808(空気清浄機)と同一事故
20	A201100899 平成24年1月1日(京都府) 平成24年1月27日	換気扇	FT-150	高須産業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○台所用・一般用の当該製品が、床下で、約10年間連続運転されていた。</p> <p>○3つある圧着端子のうち、電源コードとファンモーターのリード線をつなぐ圧着端子が焼失し、コードが約65mm、リード線も約30mm焼失していた。</p> <p>○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品を、用途外の床下で約10年間連続運転したために、内部配線が絶縁劣化し出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:約10年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
21	A201100900 平成24年1月17日(兵庫県) 平成24年1月27日	食器洗い乾燥機 (ビルトイン式)	NP-3000BP	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	<p>○当該製品上部のドア開閉レバー周辺の焼損が著しかった。</p> <p>○ドア開閉レバー内側のマイクロスイッチが焼損し、ヒータースイッチに接続されている配線が、ファストン端子のカシメ付近で断線し、溶融痕が認められた。</p> <p>○ハンドルスイッチ部の固定方法が、タッピングビスからボルトと蝶ナットでの固定に改造されていた。</p> <p>○約1か月前から、当該製品のドアは閉まりにくかった。</p> <p>○当該製品の修理者は、特定に至らなかった。</p> <p>●当該製品を使用中に、ハンドルスイッチ部に不具合が生じ、ハンドルスイッチ部の修理の際に固定方法が変更されたため、ハンドルスイッチ部にながつきが生じ、ファストン端子に外力が加わり、ファストン端子のカシメ部付近で半断線となり、出火に至ったものと推定されるが、ハンドルスイッチ部の修理時期や修理内容が不明なことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。</p> <p>なお、取扱説明書には「修理技術者以外の人は、絶対に分解・修理は行わない」旨、記載されている。</p>	・使用期間:不明 (製造期間及び修理履歴から10年～19年と推定)
22	A201100920 平成24年1月21日(大阪府) 平成24年1月31日	電気ストーブ	FS-850S	燦坤日本電器株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、左側面のスチーム機構部を残し、外郭樹脂部品は焼損していた。</p> <p>○残存していた内部配線類、接点部品、端子部、ヒーター線等に溶融痕や異常発熱の痕跡は認められなかった。</p> <p>○本体下部に取り付けられている運転スイッチ及びタイマー部の焼損が著しいが、内部構造等の仕様が不明であり、未回収部品の有無が確認できなかった。</p> <p>○電源コードが本体出口部から約10cmの位置で、両方の芯線が半断線を生じ、先端に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。</p> <p>●当該製品内部の残存部品には、溶融痕や異常発熱等の痕跡は認められなかったが、焼損が著しい本体下部の運転スイッチ及びタイマーの構造が不明であり、確認できない部品があることから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
23	A201100925 平成24年1月22日(大阪府) 平成24年2月2日	電気毛布	CB-135	日本電熱株式会社 (株式会社東芝ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は布団の中に強状態で10日間置かれていた。</p> <p>○毛布部は、中央部付近から右半分が焼失しており、焼損部のヒーター線やセンサー線が焼失していた。</p> <p>○焼損していないヒーター線やセンサー線は、絶縁被覆に経年劣化(製造後約40年)による柔軟性の低下が認められるが、変色などの異常は認められなかった。</p> <p>○コントローラーや電源コードなどには、焼損などの異常が認められなかった。</p> <p>●当該製品の確認できた部品には発火痕跡が認められないが、焼損が著しく、過去の使用状況が不明なことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
24	A201100955 平成24年1月15日(北海道) 平成24年2月9日	浴槽用温水循環器 (24時間風呂)	CK-150N	コロナ工業株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は焼損が著しく、原形をとどめていなかった。</p> <p>○当該製品内部のヒーター用配線の被覆が焼失し、配線の手振り接続部分に溶融痕が認められたが、修理した者は確認できなかった。</p> <p>○コントロールボックスは焼損が著しく、ボックス内のリレー等の部品はほとんどが焼失していた。</p> <p>○紫外線流水殺菌灯、循環ポンプの配線被覆が焼失し断線部分に多数の溶融痕が認められた。</p> <p>○当該製品は中古で購入したものであった。</p> <p>●当該製品のヒーター用配線の手振り接続部分、またはコントロールボックス部分からの出火と推定されるが、焼損が著しく、過去の使用状況や修理歴等も不明なことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
25	A201100980 平成24年1月20日(東京都) 平成24年2月13日	電気毛布	不明	森田電工株式会社 (現 株式会社ユー イング)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。	○火災発生時、家人は不在で、当該製品は通電状態であった。 ○当該製品は、表示ラベルが焼損しており、型式は特定できなかった。 ○当該製品は、消防で調査が実施されていたが、情報が得られなかった。 ●当該製品を確認できないことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	
26	A201100999 平成24年2月7日(大阪府) 平成24年2月16日	食器洗い乾燥機 (ビルトイン式)	FB4503P	株式会社ハーマン (松下電工株式会 社ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。	○当該製品は、10日前から電源ボタンを押しても電源が入らなくなったため、 使用されていなかった。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、電装基板は焼失して確認できな かった。 ○本体内部にある漏電遮断器は、電源入力端子が焼失していた。 ○漏電遮断器と電装基板間の電流ヒューズは溶断しておらず、内部リレーは開 いていた。 ○他の確認できた電気部品には、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の漏電遮断器の電源入力部に著しい焼損が認められたことから、 当該箇所と異極間短絡が生じて火災に至ったものと考えられるが、短絡の原 因が不明のため、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかつ た。	・使用期間:約11年
27	A201101017 平成24年1月25日(群馬県) 平成24年2月21日	電気ストーブ(オイ ルヒーター)	ROF14J	株式会社ディンプ レックス・ジャパン	(火災) 当該製品を使用中、火災報知機 が鳴動したため確認すると、当 該製品及び周辺を焼損する火災 が発生していた。	○当該製品の焼損が著しく、樹脂部品はすべて焼失していた。 ○ヒータースイッチ、スイッチ間の渡り配線、可変温度調節器、バイメタル温度 調節器などが回収されておらず、確認できなかった。 ○回収された内部配線の端部の一部に、断線部方向への線径の減少、断線 部近傍で一部の素線同士の溶着が認められた。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否 かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201101111(延長 コード)と同一事故
28	A201101029 平成24年2月7日(埼玉県) 平成24年2月23日	エアコン	MSH-4025D	三菱電機株式会社	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、 現場に当該製品があった。	○回収調査ができた電装部品はファンモーターのみで、全焼のためその他電 装部品は回収できなかった。 ○当該製品の電源コードでは設置位置から壁コンセントまで長さが362mmほ ど不足しているため届かないが、当該製品のコンセントへの接続方法は、電源 コードが焼失しているため不明であった。 ○回収されたファンモーターはロックしていたが、ベアリングに傷などの異常は なく、また、コイル表面に変色や短絡などの発火した痕跡は認められなかつ た。 ○ファンモーターのリード線口出し部にトラッキングなどの痕跡が認められな かった。 ●当該製品は焼損が著しく、唯一回収されたファンモーターに出火の痕跡は認 められなかったが、他の電装部品等が焼失等により確認できなかったこと から、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:製造時 期から15年8ヶ月と 推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
29	A201101034 平成24年2月9日(三重県) 平成24年2月23日	電気ストーブ	YA-D822MF	ユアサプライムス株式会社	(火災、軽傷1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<p>○洗濯物を干している最中に、電気カーペットの上で通電中の当該製品が、前向きに倒れ火災になっていた。</p> <p>○使用者は、火災前に洗濯物を持ち、当該製品の横を数回通っていた。</p> <p>○当該製品は、焼損が著しく、電源スイッチ、転倒時オフスイッチ、温度ヒューズ及び内部配線のほとんどが未回収であった。</p> <p>○外郭金属、ガード及び反射板には、樹脂が付着していたが、繊維のようなものは付着していなかった。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく、電気部品のほとんどが確認できず、事故時の使用状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
30	A201101062 平成23年7月25日(長崎県) 平成24年2月29日	送風機	E-103-N	山崎産業株式会社	(火災) 宿泊施設内で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、業務用として使用されていた。</p> <p>○当該製品は焼損が著しく、支柱がスタンドから外れて倒れていた。</p> <p>○モーターと支柱の間の首振り機構付近の配線4本のうち2本が断線していた。</p> <p>○始動コンデンサーは焼損していた。</p> <p>●当該製品の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
31	A201101083 平成24年2月21日(愛媛県) 平成24年3月5日	電気こたつ	MHR0350U1	松下電工株式会社 (現 パナソニック株式会社)	(火災、軽傷1名) 建物が全焼し、1名が火傷を負う火災が発生した。現場に当該製品があった。	<p>○消防と事業者の合同調査の結果、当該製品からの出火の原因を特定するには至らなかった。</p> <p>○事故現場は、既に破棄されており、事故品を入手できなかった。</p> <p>○事業者の写真からは、当該製品の焼損が著しく、出火の原因となるものは確認できなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
32	A201101085 平成23年12月11日(兵庫県) 平成24年3月5日	コーナータップ	TK-53W	新東電器株式会社	(火災) 当該製品に電気ポットを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○3口平形可動プラグ式の当該製品は、樹脂製外郭がほぼ焼失しており、刃受けを含む金属部分の露出が認められた。</p> <p>○可動プラグ部は、両極とも溶融しており、片方の栓刃に溶断が認められた。</p> <p>また、両極のカシメ部は、カンメ紙やスプリングワッシャーが焼失していた。</p> <p>○調理台の電源プラグが差さっていた差込口の片側の刃受けは、幅が広がっていた。</p> <p>○他の部位は焼損しているが、トラッキングや異常過熱の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の栓刃可動部で接触不良が生じ、異常発熱により出火に至ったものと考えられるが、接触不良の原因が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
33	A201101141 平成24年2月25日(愛知県) 平成24年3月22日	電気こたつ用コード	NN8450	株式会社エスジーユー	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○使用者が、電気こたつのかけ布団をめくると、中で火災が発生していた。</p> <p>○当該製品は、製造時に中間スイッチ可動部に誤ったグリスを塗布し、中間スイッチ接点で接触不良による発熱事故が多発したため、社告により無償交換を行っている製品であった。</p> <p>○当該製品の電源コードと器具用ソケットには、出火の痕跡は認められなかったが、中間スイッチ部と電源プラグは、未回収で確認できなかった。</p> <p>○電気こたつのヒーターユニットには、出火の痕跡は認められなかったが、保護網には、焼損した繊維や畳が付着していた。</p> <p>●当該製品は中間スイッチから発火に至った可能性が考えられるが、中間スイッチは未回収で確認ができず、当該製品の詳細な使用状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
34	A201101158 平成24年3月11日(埼玉県) 平成24年3月27日	液晶テレビ	22A2	株式会社東芝	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○回収された液晶パネルの一部、シャーシフレーム、メイン基板の一部には、出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品は延長コードに介して接続されており、他の製品も接続されていた。 ○事故現場から、他の製品に使用されていたと推定される電源コードについて確認したが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
35	A201101165 平成24年3月15日(東京都) 平成24年3月29日	食器洗い乾燥機 (ビルトイン式)	FB4503PA	株式会社ハーマン	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品に内蔵された漏電遮断器、その周辺にある樹脂製ベースと水位スイッチの一部が焼損していた。それ以外の電気部品、配線等に焼損等の異常は認められなかった。 ○漏電遮断器のケースは外側よりも内側が焼損していた。 ○漏電遮断器基板の一次側端子台は焼失しているが、二次側の端子台はねじの外れ、配線被覆の破損等の異常は確認されなかった。 ○樹脂製ベースを取り付けたドレインパンの上にはネズミの排せつ物と思われる物が多量に確認され、ドレインパンには汚れのない新しいかみ跡が2箇所あり、穴が開いていた。 ○当該製品は1年前から故障のため通電された状態だが使用されておらず、内部は乾燥していた。 ●当該製品の内部に侵入した小動物の排せつ物等が漏電遮断器の一次側端子部にかかり、ショートが発生し出火に至ったものと推定されるが、漏電遮断器の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:約12年
36	A201200024 平成24年4月15日(千葉県) 平成24年4月9日	ベッド(コンセント付き)	KH-4013	株式会社サン・ハーベスト(株式会社ニトリブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の2口サービソコンセント用電源コードが、ベッド側接続部で断線・焼損しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該製品には、複数の電気製品が未使用の状態に接続されており、これらの総消費電力はコンセントの定格電力を下回っていたが、事故以前の使用状況や製品の状態は確認できなかった。 ○当該製品の電源コード接続部には、振れや引張の痕跡は認められず、断線したコードの先端は、コンセントの金具に正常に固定されていた。 ●当該製品の電源コードに断線・焼損が認められたが、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
37	A201200069 平成24年4月21日(大阪府) 平成24年4月23日	電気こんろ	SPH-231S	三化工業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○消防到着時、当該製品のスイッチつまみは「切」になっていたが、事故当時、スイッチが入っていたか否かは、確認できなかった。 ○当該製品の上に載っていたプラスチック製かごは、ヒーター形状に沿って、丸く焼損していた。 ○当該製品は、トッププレート部に焼損物が付着していたが、正常に動作した。 ○スイッチつまみは、操作パネルより上方に約7mm突き出していた。 ●当該製品のスイッチが意図せず入ったため、当該製品の上に載っていた可燃物が焼損したものと考えられるが、スイッチが入った原因が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
38	A201200096 平成23年7月24日(北海道) 平成24年5月2日	電気冷凍庫	不明(FCS102又はFNS105と推定)	日本ゼネラル・アプライアンス株式会社	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は焼損が著しく、金属部品のみしか残存していなかった。 ○当該製品の主要な電気部品等は、未回収により確認できなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、主要な電気部品がほとんど未回収により確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定はできなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
39	A201200142 平成24年2月28日(茨城県) 平成24年5月18日	電気スタンド	SD47CYE	株式会社ヤザワ コーポレーション	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○電源コード、差し刃等に熔融痕等の異常は確認されなかった。 ○電源コードの中間にあるスイッチは焼損が激しく、通電状態は確認できなかった。 ○本体のナツメ球取付け部の焼損状態は確認できなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	